「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項」の一部改正（案）に対する意見公募の結果について

令和７年１０月１日
経済産業省大臣官房
産業保安・安全グループ
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項」の一部改正（案）について、令和７年６月２５日から同年７月２５日まで意見募集を実施しました。
提出された御意見の概要と御意見に対する考え方については以下のとおりです。

１．実施期間等

（１）募集期間：令和７年６月２５日（水）～令和７年７月２５日（金）
（２）実施方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)、窓口配布
（３）意見提出方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、電子メール、郵送

２．御意見総数

１件

３．提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり。

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課オゾン層保護等推進室
メールアドレス：　bzl-ozone-furon@meti.go.jp

（別紙）

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	フロン類は地球温暖化係数が極めて高く、その排出量削減は喫緊の課題であると認識しております。今回の告示改正案において、2030 年及び 2035 年のフロン類使用見通しの新たな目標値が設定されることは、その第一歩として評価いたします。しかしながら、フロン類による地球温暖化への深刻な影響を鑑みると、更なる低減の加速が不可欠です。 そこで、日本のフロン類対策技術の向上を促し、それを海外へも展開することで、国際的なフロン類削減に貢献できるよう、現行の改正案に加えて、以下の点を制度設計に盛り込むことを提案いたします。 1) フロン類使用見通しの更なる野心的な目標設定 現行の改正案では、2030 年のフロン類使用見通しを 1930 万トン、2035 年を 1230 万トンとしていますが、フロン類の代替物質への転換や回収技術の進展を促すため、より野心的な見通しとするべきです。 2) フロン類低減技術開発・普及促進のための優遇措置の強化 日本のフロン類代替技術は国際的にも高い競争力を持つ可能性があります。この強みを最大限に活かすため、以下の優遇措置を強化し、技術開発と普及を加速させるべきです。 3) 海外への技術輸出を促進する制度設計 日本のフロン類低減技術を海外に展開することは、グローバルな排出削減に大きく貢献するだけでなく、日本の産業競争力の強化にも繋がります。	１）について、フロン類使用見通しは、国内で使用できるフロン類の量の上限に相当する量であり、その策定にあたっては代替技術の確立等が必要不可欠です。そのため、低 GWP 機器への転換を促す指定製品制度や、より低 GWP の新規冷媒開発の状況などを踏まえて策定しております。今後とも、フロン類代替物質の開発状況等を踏まえながら、必要な改定を行ってまいります。 ２）について、現状、日本のフロン類代替技術は、国際的にも高い競争力を有しておりますが、フロン類の更なる削減を実施するためには、新たな技術が必要になってくるため、日本政府としても、技術開発及び普及促進を支援しており、引き続き実施してまいります。 ３）について、日本のフロン類低減技術を海外に展開しており、海外にも日本の技術の普及が進んでおりますが、引き続き日本のフロン類低減技術の海外展開を推進してまいります。